

警察官の服制に関する訓令の制定について（例規）

最終改正 令和4.9.9 例規装第23号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、警察官の服制に関する訓令（昭和41年本部訓令第21号。以下「訓令」という。）を制定し、昭和42年1月1日から施行することとしたから、次のことがらに留意して、服装の規律保持の上で誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

警察官の服制については、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に定められている。

しかし、細部的事項及びその他必要な事項については、所轄庁の長に委任されているので、従来、数次にわたり例規通達等によって示してきたところであるが、服制をより明確にするため、これら一連の例規通達等を整理統合し、かつ、これに検討を加えて、新たに訓令を定めたものである。

2 制服着用上の留意事項

警察官が次の活動その他専ら国民に応接して行う活動に従事する場合は、制服、制帽、制服用ワイシャツ及びネクタイを着用するものとした。この場合において、所属長は、斉一を期す必要があると認めるときは、制服を統一して着用させるものとする。

なお、気象状況、個人差等により、同一勤務場所において、男性警察官にあつては制服スタイル又は制服用ワイシャツスタイルが、女性警察官にあつては制服スタイル、ベストスタイル又は制服用ワイシャツスタイルが混在することとなつてもよいこととした。

- (1) 交通安全教育その他各種講習
- (2) 受付業務
- (3) 儀式
- (4) 点検、教練、学校教養（けん銃訓練を除く。）

3 活動服等の着用（第3条）

- (1) 活動服等は、補充的に着用できるものであり、訓令に定める業務に従事するときに限り着用できるものとする。
- (2) 第1項第2号の地域警察勤務とは、地域警察運営に関する訓令（平成7年京都府警察本部訓令第1号）第7条第1項に規定する勤務種別のうち、交番勤務、駐在所勤務、移動交番車勤務、警備派出所勤務、検問所勤務及び機動警ら隊勤務の各勤務をいい、鉄道警察隊の勤務及び在署の地域幹部が事件又は事故の現場において行う活動を含むものとする。
- (3) 第1項第3号の警察用車両とは、警ら用無線自動車又は小型警ら車とする。
- (4) 第1項第10号の準じる業務とは、交通信号機の設置又は管理業務等、一般的な警衛・警護等をいう。警衛・警護の場合において、儀礼上の配慮が必要とされるときは、活動服の着用

について慎重に対応すること。

(5) 制服上衣（夏服を除く。）若しくは活動服を着用するとき、又は室内で勤務するときは、制服用ワイシャツに代えて白色のワイシャツを着用することができることとした。

4 服装の一部省略（第4条）

警棒及びけん銃の携帯については、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）及び警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）に基づき定めたものである。

なお、警部補以上の警察官であつても、警備実施等の部隊活動（点検及び教練を含み、儀式、祭典等儀礼的な場合を除く。）の場合、交番、駐在所等巡視の場合又は地域警察官が警ら等の勤務に従事する場合には、必ず警棒を携行することとした。

5 特殊の被服等（第6条）

特殊の被服等については、従前からの規定の上で明らかにされていないものがあつたので、その着用又は着装について明確にした。

6 被服等の着用（装）及び貸与品の携帯要領（第9条）

被服等の着用（装）及び貸与品の携帯要領についての細部の事項を定めたものである。

(1) 夏服の着用については、長そで又は半そでのいずれでもよいが、斉一を期すため、所属長が指示したときは、長そで又は半そでのいずれかに統一して着用するものとする。

(2) 手袋（白色）を用いる場合のうち、所属長が指示したときとは、儀式、祭典に準じた表彰式等を想定したものであつて、辞令交付式、上司に対する報告、名刺の提示及び初度巡視時の行事等は含まない。

(3) 勤務中は、短靴を着用するのが原則であるが、警ら勤務等必要と認められる場合に、運動靴（短靴に似た、警察官としての品位を損なわないものに限る。）の着用を認めた。

(4) 出勤服は、勤務の性質上、制服によつては十分な活動をなし得ない場合に限り着用するものであるから、その着用については、服装の基本を逸脱しないよう十分の考慮を払うものとする。

7 通達の廃止

次の通達は、廃止する。

(1) 服制の統一についての例規通達（昭和30. 7. 20：30京警務第 503号）

(2) 警棒つりおよび手錠入れの着装についての例規通達（昭和30. 7. 28：30京警務第 531号）

(3) けん銃と帯革の着装についての例規通達（昭和30. 9. 30：30京警務第 714号）

(4) 服制ならびにけん銃、警棒、帯革等の着装についての例規通達（昭和31. 10. 8：1京警務第1100号）

(5) 交通腕章等の着装についての例規通達（昭和33. 8. 1：3京務第 960号）

(6) 出勤服用階級標識の配分についての一般通達（昭和35. 11. 30：5京務第2305号）

(7) 防止ズボンの着用についての例規通達（昭和36. 5. 23：6京務第 784号）

8 通達の改正

京都市警察本部長等のした定めを当分の間従前どおり準拠して執務するについての例規通達（昭和30. 7. 1：30京警務発第 435号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕